

証券コード 7522  
(電子提供措置の開始日) 2024年6月1日  
(発送日) 2024年6月7日

株 主 各 位

東京都大田区羽田一丁目1番3号  
ワ タ ミ 株 式 会 社  
代 表 取 締 役 渡 邊 美 樹  
会 長 兼 社 長 C E O

## 第38期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、6月23日(日)第38期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面により議決権を行使することができます。お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」にしたがって、2024年6月21日(金)午後6時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しております。

### 【当社ウェブサイト】

<https://www.watami.co.jp/>

当社ウェブサイト内の「株主・投資家情報」「株主総会」をクリックし、ご覧ください。



### 【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/7522/teiji/>



### 【東京証券取引所ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



株主総会の詳細につきましては、「第38期定時株主総会開催のお知らせ」  
「定時株主総会申し込みハガキ」もお目通しいたいただきますようお願い申し上げます。

## 記

1. 日 時 2024年6月23日(日曜日)午前10時(9時15分受付開始予定)
2. 場 所 神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番2号  
パシフィコ横浜ノース 1階 多目的ホール  
開催場所が前年と異なっておりますので、末尾の「第38期定時株主総会 会場ご案内図」をご参照いただき、お間違えのないようお願い申し上げます。
3. 目的事項  
報告事項
1. 第38期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会  
の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第38期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)  
計算書類報告の件

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)3名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する  
譲渡制限付株式報酬制度改定の件

以上

◎議決権行使の方法につきましては、3ページをご参照ください。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎書面(郵送)により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。

◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。なお、電子提供措置事項のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、お送りする書面には記載しておりません。

- ① 事業報告の株式の状況及び新株予約権等の状況
- ② 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
- ③ 連結計算書類の連結注記表
- ④ 計算書類の株主資本等変動計算書
- ⑤ 計算書類の個別注記表

したがって、本招集ご通知の当該書面は、監査等委員会が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、当社ウェブサイト及び東京証券取引所ウェブサイトに掲載いたします。

# 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

## 書面で議決権を行使される場合

---



議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

**行使期限** 2024年6月21日(金曜日)午後6時到着分まで

## インターネットで議決権を行使される場合

---



パソコン、スマートフォンから議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスし、議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

**行使期限** 2024年6月21日(金曜日)午後6時まで

書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

## 株主総会にご出席される場合

---



議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

**日時** 2024年6月23日(日曜日)午前10時

**場所** 神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番2号  
パシフィコ横浜ノース  
1階 多目的ホール  
(末尾の「第38期定時株主総会 会場ご案内図」をご参照ください。)

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。

### 2. 議決権行使のお取扱いについて

- ① 議決権の行使期限は、2024年6月21日(金曜日)午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- ② 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

### 3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- ① パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- ② パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ③ 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

### 4. システムに係わる条件について

パソコン又は携帯端末の機種やご加入のサービス等、インターネットのご利用環境によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用いただけない場合があります。詳細につきましては、下記の三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤルにお問い合わせください。

システム等に関する  
お問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル  
【電話】 0120 (652) 031 (受付時間 9:00~21:00)

# 事業報告

( 自 2023年 4 月1日 )  
( 至 2024年 3 月31日 )

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス禍の収束による経済活動や消費者の消費行動のコロナ禍以前への回復の一方、急激な消費需要の回復による需給の逼迫、中東やウクライナでの紛争による石油価格、農産物価格の高騰を背景とした人件費及び物価高騰、日米金利差等を起因とする為替変動が発生しております。当社グループはこのような環境下においても「地球上で一番たくさんのありがとうを集めるグループになろう」というグループスローガンのもと、各事業分野において、お客様のありがとうを集める活動を展開してまいりました。

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (国内外食事業)

国内外食事業におきましては、6店舗の新規出店と25店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は328店舗となりました。新型コロナウイルス禍の収束やマスク着用義務の終了等の影響により、売上高は32,046百万円（前期比126.7%）、セグメント利益は1,306百万円（前期は1,782百万円の損失）の増収増益となりました。

#### (宅食事業)

宅食事業におきましては、当連結会計年度末の営業拠点数は523ヶ所となりました。調理済み商品の累計お届け数は61,200千食（前期比98.1%）となっております。新型コロナウイルス療養者向けの販売の減少や調理済み商品のお届け数が前年を下回ったこと等の影響により、売上高は40,053百万円（前期比91.5%）、セグメント利益は4,063百万円（前期比71.0%）の減収減益となりました。

(海外事業)

海外事業におきましては、9店舗の新規出店と3店舗の撤退を行い、当連結会計年度末の店舗数は56店舗となりました。中国のゼロコロナ政策の収束による売上高増加などの影響により、赤字幅が縮小いたしました。

その結果、海外事業における売上高は6,891百万円（前期比129.8%）、セグメント損失は168百万円（前期は616百万円の損失）となりました。

(環境事業)

環境事業におきましては、電力小売事業を中心に展開しております。

減収となりましたが、仕入単価の減少により増益となりました。その結果、売上高は2,485百万円（前期比91.0%）、セグメント利益は550百万円（前期比1,262.4%）となりました。

(農業)

農業におきましては、有機農産物の生産販売、酪農畜産、乳製品の販売を行っております。売上高は570百万円（前期比82.0%）、セグメント損失は143百万円（前期は141百万円の損失）となりました。

当連結会計年度における当社グループの成果は、国内外食事業における新型コロナウイルス禍の収束等により、売上高は82,302百万円（前期比105.6%）となり、営業利益は3,753百万円（前年比254.5%）、経常利益は5,974百万円（前期比153.9%）、親会社株主に帰属する当期純利益は4,190百万円（前期比250.3%）となりました。

《2024年3月期連結実績》

(単位：百万円)

区 分	実 績	前 期 比
売 上 高	82,302	105.6%
営 業 利 益	3,753	254.5%
経 常 利 益	5,974	153.9%
親会社株主に帰属する当期純利益	4,190	250.3%

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資総額は、2,877百万円（店舗賃借に係る保証金600百万円を含む。）であり、主として業態転換及び下記店舗の出店によるものであります。

■国内外食事業

名 称	店 名		
ミライザカ 1 店 舗	高 松 南 新 町 店		
bbq OLIVE CHICKEN Cafe 1 店 舗	川 口 樹 モ ー ル 店		
そ の 他 業 態 4 店 舗	す し の 和 田 原 町 店	築 地 牛 武 店	炭 火 焼 鳥 二 代 目 葵 家 店
	炭 火 串 焼 と 旬 鮮 料 理 の 店 炭 吉 店		

■海外事業

名 称	店 名		
和 民 5 店 舗	ム ン ジ ョ ン 店 ( 韓 国 )	C l a r k 店 ( フ ィ リ ピ ン )	M a l o l o s 店 ( フ ィ リ ピ ン )
	D a s m a 店 ( フ ィ リ ピ ン )	W o o d l e i g h 店 ( シ ン ガ ポ ー ル )	
和 民 手 作 厨 房 2 店 舗	微 風 南 京 店 ( 台 湾 )	裕 隆 城 店 ( 台 湾 )	
New Fire Bird 1 店 舗	H K T F 店 ( 香 港 )		
つ じ 半 1 店 舗	H K T T 店 ( 香 港 )		

③ 資金調達の様況

当連結会計年度中に、グループの所要資金として、金融機関より長期借入金として合計7,200百万円の調達を実施しました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

当社は2024年2月6日付でLEADER FOOD PTE.LTD.、PREMIUM SEAFOOD SUPPLIES PTE.LTD.及びLEADER FOOD INDUSTRIES PTE.LTD.の3社の発行済株式総数の80.0%の株式を取得し、連結子会社といたしました。



## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

区 分	第 35 期 (2021年3月期)	第 36 期 (2022年3月期)	第 37 期 (2023年3月期)	第 38 期 (2024年3月期)
売 上 高	60,852	64,362	77,922	82,302
経常利益又は経常損失(△)	△8,171	2,665	3,883	5,974
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	△11,561	△1,844	1,674	4,190
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)(円)	△292円66銭	△45円49銭	41円27銭	92円67銭
総 資 産	44,893	52,223	57,050	64,152
純 資 産	3,396	14,633	17,807	22,166
1株当たり純資産額(円)	78円46銭	51円37銭	129円40銭	234円73銭

## (3) 重要な子会社の状況

(単位：百万円/%)

会 社 名	資本金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
和 民 國 際 有 限 公 司	13,364	100.0	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行
(有)ワタミファーム	3	38.3	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及びワタミ㈱に対する農産物の納入
ワタミエナジー(株)	194	100.0	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業

#### (4) 対処すべき課題

わが国の経済活動は、新型コロナウイルス禍の収束による経済活動や消費者の消費行動のコロナ禍以前への回復の一方、急激な消費需要の回復による需給の逼迫、中東やウクライナでの紛争による石油価格、農産物価格の高騰を背景とした人件費及び物価高騰、日米金利差等を起因とする為替変動が発生しております。このような環境のなか当社グループは当連結会計年度においては、営業利益、経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益とも対前年を上回る利益を計上しております。新型コロナウイルスの感染症法上の位置づけが、2023年5月に2類から5類へ切り替わり、2024年4月からは季節性インフルエンザと同様の対応とする方針が厚生労働省から示されるなど、飲食業界における経済活動はコロナ前の水準まで回復しております。一方、急速な回復による需給関係の一時的な逼迫による物価高や賃金上昇圧力の増加などの新たな環境の変化に対応するため、当社グループでは、引き続き、固定費削減、お客様ニーズに対応した業態（居酒屋業態、焼肉業態、テイクアウト・デリバリー業態、ハレの場を提供する業態等）の展開を行うことにより、リスクに対応した業態ポートフォリオの構築が重要だと考えております。また、コロナ禍においても堅調に成長してきた宅食事業は、これからの少子高齢化やリモートワークなど多様な働き方によって高まる在宅需要に対応するため、冷凍総菜宅配サービスの拡大及びインフレ環境における低価格商品の販売など、利用者ニーズに応じた継続的な成長基盤の整備が必要と考えております。

財務面では、2021年度においてDBJ 飲食・宿泊支援ファンド投資事業有限責任組合との間で株式投資契約書及び総株引受契約書を締結し、12,000百万円の優先株式を発行して手元流動性を高めるとともに、調達した資金を成長戦略へ投資することにより、厳しい環境下においても確実な成長と業績の改善に取り組んでまいります。

主要な事業等の課題につきましては、以下のとおりであります。

##### ① 国内外食事業

当社グループが主に展開する居酒屋事業は、飲食業界における経済活動はコロナ禍以前の水準まで回復しておりますが、マーケットは縮小傾向にあり、今般の新型コロナウイルス感染症の影響により、お客様の飲食スタイルが大きく変化しており、店内飲食だけではなく、テイクアウト・デリバリーなど、さらに多様化する利用ニーズにも対応することが重要であり、高い商品力と高い生産性を武器とし、外食事業の拡大に向けた収益源の多様化を図るとともに、今まで以上に高い付加価値を提供していくことで、顧客満足度の向上に努めてまいります。あわせて外食事業の仕組みを支える商品開

発・仕入・物流・製造などのMD体制を抜本的に見直し、他社との差別化並びに収益構造の改革を進めてまいります。

## ② 宅食事業

宅食事業は、高齢化社会の進展とともにマーケットが拡大している一方、新規参入者の増加など競争環境が激化しております。商品力の強化、エリア戦略の見直し、法人営業の強化とともに、尼崎市に新規に建設した冷凍食品工場を梶子として、冷凍宅配事業の更なる展開や高品質で低価格の商品の提供を行うことにより、新規顧客の獲得による市場開拓、シェア拡大を図ってまいります。あわせて、製造工場における省人化投資を進めるなど、生産性のより一層の向上を図ってまいります。

## ③ 海外事業

海外事業は、日本食マーケットが拡大している一方、ニーズの多様化により競争環境も激化しております。加えて、アフターコロナにおけるお客様の飲食スタイルの変化、現在出店する商業施設のオーナー様のテナント入替ニーズにも的確に対応するため、日本の国内外食事業と商品開発体制などの連携を強化しながら新業態の開発と出店を進めてまいります。また、競合店出店による集客力の低下、不動産施設費の高騰、人件費の上昇など収益環境が短期間で悪化する事例も散見されることから、戦略的なスクラップアンドビルドとあわせて、生産性の高い組織体質の継続的構築を進めてまいります。

シンガポールで調達、加工、卸売まで行う現地法人を活用することで、海外サプライチェーンを強化し、調達力、販売力の向上を図ります。

## ④ 人材・教育

昨年より忘年会シーズンの宴会やインバウンドの需要が回復傾向にある一方で、当社グループの人材採用数並びに離職者数は、ともにコロナ禍以前に比べるとまだまだ厳しい傾向にあります。

対策としては、当社グループの事業展開の中核となる人材の確保・育成にあたり、人材の教育・研修体制の強化やシステムなどの省人化投資などにより、従業員の自己実現のサポートとともに長く安心して働くことのできる仕組みづくりに取り組んでまいります。

また採用から教育までの一気通貫の仕組みをつくり、入社後の目標達成や離職対策について強化してまいります。ほかにも2022年3月より副社長が全国を周り、全社員の声を直接聞く機会などを設けており、2025年3月期につきましても継続して行ってまいります。

教育につきましては、昨年より社員研修を再開するなど、営業で必要な研修はもとより、個人のビジネススキルや上司部下のコミュニケーション向

上、ハラスメント、情報セキュリティのための研修などに取り組んでまいります。

引き続き従業員の処遇改善や福利厚生制度の拡充のみならず、多様な働き方、多様な人材の受け入れを可能とする人事制度の構築など、今後の経営環境の変化に対応できるよう取り組んでまいります。

#### ⑤ 中期経営計画の策定、公表

当社グループは2019年11月15日中期経営計画を策定、公表しました。

しかしながら新型コロナウイルス禍における経済環境の悪化により、計画と乖離する状態が継続しておりました。2023年5月、新型コロナウイルスの感染症法上の分類が2類から5類に変わり、新型コロナウイルス禍が収束し、消費活動が回復する一方、サプライチェーンの寸断・停滞による供給不足を起因とした需給の逼迫から物価の高騰や中東・ウクライナでの紛争による石油価格の高騰など、経済環境の悪化が経営に与える状況が現時点においてもなお続いております。これら事情から、今後、適正かつ合理的な算出が可能になったタイミングを踏まえ、改めて、新中期経営計画を策定、公表いたします。

(5) 主要な事業内容 (2024年3月31日現在)

区 分	事 業 内 容
国 内 外 食 事 業	問屋から飲料類を仕入れ、飲食店の経営並びにフランチャイズ事業の展開
宅 食 事 業	調理済み商品及び食料品材料セットの製造、販売、宅配
海 外 事 業	海外の外食事業におけるフランチャイズ事業の展開、海外現地法人の管理及び海外エリア進出の戦略立案・実行、海外各地域における飲食店の経営、食品加工卸売事業
環 境 事 業	電力小売事業、風力発電事業、環境マネジメント事業
農 業	農産物の生産・販売、農産加工品の製造・販売及び集中仕込みセンターへの農産物の納入

(6) 主要な事業所 (2024年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

本 社	東京都大田区羽田一丁目1番3号
工 場	東松山センター (埼玉県比企郡滑川町)、他計4ヶ所

② 主要な子会社の事業所

和 民 國 際 有 限 公 司	本 社	香港
(有) ワ タ ミ フ ェ ー ム	本 社	千葉県山武市
ワ タ ミ エ ナ ジ ー (株)	本 社	東京都大田区

③ 国内外食店舗数の状況

業 態 名	地 域	店 舗 数
「ミライザカ」	東 北 北 東 関	6
	陸 甲 信	39
	越 海 西 国	3
	州 四	5
	中 九	12
	小 計	11
「鳥メロ」	東 北 北 東 関	12
	陸 甲 信	4
	越 海 西 国	12
	州 四	13
	中 九	10
	小 計	5
「焼肉の和民」	東 海 西 国	15
	関 東 関	3
	小 計	6
	小 計	24
「かみむら牧場」	東 海 西 国	6
	関 東 関	1
	小 計	3
	小 計	2
「から揚げの天才」	東 北 北 東 関	1
	東 海 西 国	21
	関 東 関	3
	小 計	2
「bb.q OLIVE CHICKEN Cafe」	東 海 西 国	27
	関 東 関	13
	小 計	2
	小 計	4
「TGI FRIDAYS」	東 海 西 国	19
	関 東 関	11
	小 計	1
	小 計	1
	東 海 外 国	13

業 態 名	地 域	店 舗 数
そ の 他	東 北	1
	関 東	27
	東 海	4
	関 西	8
	中 国 ・ 四 国	1
	小 計	3
国 内 外 食 合 計		44
		328

※ F C店含む

④ 宅食営業拠点数の状況

地 域	営 業 拠 点 数
東 北	17
関 東	174
北 陸 ・ 甲 信	36
東 海	77
関 西	95
中 国 ・ 四 国	39
九 州	85
宅 食 合 計	523

⑤ 海外外食店舗数の状況

地 域	店 舗 数
香 港	22
台 湾	7
シ ン ガ ポ ー	7
フ ィ リ ピ ン	18
ベ ト ナ ム	1
韓 国	1
海 外 外 食 合 計	56

※ F C店含む

(7) 使用人の状況 (2024年3月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業部門	使用人数	前連結会計年度末比増減
国内外食事業	496 (2,241) 名	△34 (438) 名
宅食事業	588 (813) 名	△9 (31) 名
海外事業	364 (573) 名	41 (134) 名
環境事業	12 (0) 名	1 (0) 名
農業	34 (23) 名	1 (0) 名
その他	127 (210) 名	△12 (157) 名
総計	1,621 (3,860) 名	△12 (760) 名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,179 (3,063) 名	△42 (453) 名	43.8歳	10.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
株式会社横浜銀行	12,460
株式会社みずほ銀行	7,098
株式会社三井住友銀行	3,050
三井住友信託銀行株式会社	1,750

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、Watami US Corp及びWatami US Nevada LLCを設立し、2024年4月8日付でSONNY SUSHI COMPANYとWatami US Corpを通じてASSET PURCHASE AGREEMENT (資産売買契約) の締結及びWatami US Nevada LLCを通じてPURCHASE AND SALE AGREEMENTを締結しました。



## 2. 会社の現況

### (1) 会社役員の状況

#### ① 取締役の状況 (2024年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役 会長兼社長	渡邊美樹	公益財団法人School Aid Japan 理事長 学校法人郁文館夢学園 理事長 公益財団法人みんなの夢をかなえる会 理事長 岩手県陸前高田市復興対策参与 公益財団法人Save Earth Foundation 理事長
取締役副社長	清水邦晃	和民国際株式会社 取締役 ワタミエナジー株式会社 代表取締役 有限会社ワタミファーム 代表取締役
取締役 C F O	渡邊将也	和民国際有限公司 代表取締役 和民(中国)有限公司 取締役 台湾和民餐飲股份有限公司 取締役 Watami China Food and Beverage Co., Ltd. 代表取締役
取締役 (常勤監査等委員)	肥塚俊成	浜銀 T T 証券株式会社 監査役 浜銀 ファイナンス株式会社 監査役
取締役 (監査等委員)	中堤康之	福助株式会社 社長補佐
取締 役 (監査等委員)	大石美奈子	都立桐ヶ丘高等学校 家庭科 非常勤講師 NPO法人サステナビリティ日本フォーラム 理事 経済産業省 調達価格算定委員会 委員 東京都 廃棄物審議会 委員 国土交通省 交通政策臨時委員 電力広域的運営推進機関 評議員 横浜市 廃棄物減量化・資源化等推進審議会 委員 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団 理事 リデュースリユースリサイクル推進協議会 監事 国土交通省 運輸審議会 委員 一般財団法人自転車産業振興協会 理事

- (注) 1. 取締役(常勤監査等委員)肥塚俊成氏、取締役(監査等委員)中堤康之氏及び大石美奈子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役(常勤監査等委員)肥塚俊成氏は、金融機関における企業金融、リスク管理等の幅広い業務経験やシンクタンク経営者等の経歴があり、経営戦略、リスク管理、財務・会計等に関する豊富な経験や知見を有しております。
3. 取締役(監査等委員)中堤康之氏は、株式会社ワコール、西川産業株式会社にて取締役等を歴任しており、会社経営や国際業務に関する豊富な経験や知見を有しております。
4. 取締役(監査等委員)大石美奈子氏は、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会や公的機関における消費者視点の政策企画立案や3R推進等、様々な社会問題への取り組みを通じて、消費者問題、SDGs、ESGに関する豊富な経験や知見を有しております。

5. 当社は、3名の監査等委員のうち1名が常勤監査等委員に就任しております。常勤監査等委員を選定している理由は、日常的な情報収集や取締役会以外の重要な会議への出席、会計監査人及び内部監査部門その他内部統制所管部門と十分な連携を図ることにより、監査等委員会による監査の実効性を高めるためであります。
6. 当事業年度中の取締役の異動は、発生しておりません。
7. 当社は、取締役（監査等委員）中堤康之氏及び大石美奈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役を除く。）がその期待される役割を十分に発揮できるように、定款において取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。

これに基づき、各社外取締役は当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

## ③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は子会社役員を含む全役員であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を補填するものです。ただし、犯罪行為や意図的に違法行為を行った場合は填補の対象外とすること等により、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

## ④ 取締役の報酬等

### ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針として、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としています。

取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法は、業績及び業務計画など定量・定性指標に基づく達成度合などを総合的に判断したうえで、代表取締役が起案し、監査等委員会の同意を得たうえで、取締役会の決議により株主総会で決議された報酬等の額の範囲内において、決定しております。

当社の取締役の報酬等は固定報酬（月額基本給）、業績連動報酬（年次インセンティブ）、非金銭報酬（中長期インセンティブ）で構成し、以下の算定方針の累積を割合としております。

固定報酬は、役位職責その他会社の業績等を考慮しながら、総合的に勘案して報酬額を定め、外部調査機関のデータによる他社水準を参考にし、必要に応じて適宜見直しを行います。

業績連動報酬は、当社グループの着実な収益性の改善を計る指標として連結営業利益を選定しております。年次インセンティブとして、単年度の連結営業利益計画の達成度合及び対象取締役の評価に応じて支給水準を決定しております。

非金銭報酬は、2019年度より譲渡制限付株式報酬制度を導入いたしました。中長期インセンティブとして、役職の別に応じて設定した株式数の譲渡制限期間を3～5年の範囲内で設定し、指定年度の連結営業利益計画又は当社の取締役会で予め定めた業績目標を達成した場合のみ譲渡制限を解除します。

また、報酬等を与える時期又は条件の決定の方針は、固定報酬は月額にて支給し、業績連動報酬及び非金銭報酬はともに業績指標の確定後にて決定しております。

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の数 (名)
		基本報酬	業績連動 報酬	左記のうち、 非金銭報酬等		
				ストック オプション	譲渡制限 付株式	
取締役（監査等委員 を除く。） （うち社外取締役）	91 (-)	69 (-)	22 (-)	- (-)	5 (-)	3名 (-)
取締役(監査等委員) （うち社外取締役）	15 (15)	15 (15)	- (-)	- (-)	- (-)	3名 (3)
合 計 （うち社外取締役）	106 (15)	84 (15)	22 (-)	- (-)	5 (-)	6名 (3)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 業績連動報酬等にかかる業績指標は、当社グループの着実な収益性の改善を計る指標として連結営業利益を選定しております。当社の業績連動報酬は、年次インセンティブとして、単年度の連結営業利益計画の達成度合い、及び対象取締役の評価に応じて支給水準を決定しております。当事業年度における連結営業利益の実績は3,753百万円でした。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当の際の条件等は「ア. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」のとおりであります。なお、非金銭報酬等の内容は、譲渡制限付株式であり、非金銭報酬等であると同時に、業績連動報酬であります。業績指標は、コロナ禍の状況を鑑み、連結経常利益を選定しておりましたが、金融市場の変動を含む外部要因によって経常利益が大きく左右される状況を鑑み、当事業年度において連結営業利益に変更いたしました。役職の別に応じて設定した株式数を譲渡制限期間を3～5年の範囲で設定し、指定年度の連結営業利益計画又は当社の取締役会で予め定めた業績目標を達成した場合のみ譲渡制限を解除します。
4. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額240百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名です。また、上記年額報酬とは別枠で、2019年6月24日開催の第33期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対して、譲渡制限付株式報酬額として年額100百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は、4名です。
5. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2018年6月18日開催の第32期定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員)の員数は、3名です。
6. 上記の非金銭報酬等の総額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名に対する譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額であります。

⑤ 社外役員に関する事項

ア. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（常勤監査等委員）肥塚俊成氏は、浜銀TT証券株式会社及び浜銀ファイナンス株式会社の監査役であります。浜銀TT証券株式会社と当社とは金融商品の取引関係があります。浜銀ファイナンス株式会社と当社とはリース契約の取引関係があります。
- ・取締役（監査等委員）中堤康之氏は、福助株式会社社長補佐を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。
- ・取締役（監査等委員）大石美奈子氏は、経済産業省調達価格算定委員会委員、東京都廃棄物審議会委員、リデュースリユースリサイクル推進協議会監事等を兼務しております。なお、当社グループと兼職先との間に特別の関係はございません。

イ. 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	出席状況、発言状況及び期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 （常勤監査等委員）	肥塚 俊成	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会20回のうち20回出席しました。社外取締役に就任以降、金融機関における企業金融、リスク管理等の幅広い業務経験やシンクタンク経営経験者としての豊富な経験及び知見を生かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会等において、経営戦略、財務、リスク管理などに関する発言・提言を積極的に行いました。
取締役 （監査等委員）	中堤 康之	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会20回のうち20回出席しました。社外取締役に就任以降、会社経営や国際業務に関する豊富な経験及び知見を生かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、経営戦略など経営全般にわたり発言・提言を積極的に行いました。
取締役 （監査等委員）	大石 美奈子	当事業年度に開催された取締役会18回のうち18回、監査等委員会20回のうち20回出席しました。社外取締役に就任以降、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会での活動や公的機関における消費者視点の政策企画立案及び3R推進等、様々な社会問題への取り組みによる豊富な経験及び知見を生かし、当社の経営に対する実効性の高い監督等に十分な役割・責務を果たしております。取締役会や監査等委員会において、サステナビリティ、消費者志向経営などに関する発言・提言を積極的に行いました。

## (2) 会計監査人の状況

### ① 名称

有限責任監査法人トーマツ

### ② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	90百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	90百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などの適切性について検証した結果、提示された報酬額について同意の判断を致しました。
3. 当社の重要な子会社のうち、海外子会社については、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められ、改善の見込みがないと判断した場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

### (3) 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

#### ① 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

##### i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を定め、企業理念の基本姿勢を明確にするとともに、その周知徹底を図ることとする。

イ. 全社員が定期的に実施される研修等において、企業理念に関して継続的に啓蒙教育を実施する。

ウ. 執行部門から独立した内部監査部門を置き、内部監査計画に基づき定期監査及び臨時監査を行うこととする。

エ. 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査等委員である取締役に報告するものとし、遅滞無く取締役会において報告することとする。

オ. 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、「ワタミヘルプライン」を設け、グループ社内通報規程に基づきその運用を行うこととする。

カ. 監査等委員である取締役は当社の法令遵守体制及び社内通報体制に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとする。

##### ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で定められた期間、保存・管理することとする。

- iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ア. 当社は、当社の業務執行に係るリスクに関して、個々のリスクの領域毎に、社内取締役又は執行役員が、それぞれのリスク管理体制を整えることとする。
  - イ. 不測の事態が発生した場合には、社内取締役を本部長とする対策本部を設置し、情報連絡チーム及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。
- iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ア. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催することとする。
  - イ. 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定めるものとする。
- v 当社及び当社子会社（以下、「グループ会社」という。）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
  - ア. グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社すべてに適用する「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を定め、これを基礎として、グループ会社の各社で諸規程を定めるものとする。
  - イ. 当社は監査等委員会設置会社とし、当社子会社は原則、取締役会及び監査役設置会社とし、当社の取締役又は使用人が子会社の取締役、監査役に就任し、グループ会社の業務の適正を監視できる体制とする。（以下、当社の監査等委員である取締役を「当社監査等委員」といい、当社の子会社の監査役を「子会社監査役」という。）
  - ウ. グループ会社の経営については、毎月開催される取締役会で取締役から業務執行状況、財務状況その他の重要情報について定期的に報告するものとする。
  - エ. グループ会社において、法令及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象を発見した場合には、当社の主管部署及び当社監査等委員に報告する体制とする。グループ会社のリスク管理体制については、主管部署が総合的に指導及び支援を行うものとする。



- オ. 当社の内部監査担当部門は、グループ会社に対する内部監査を定期的  
に実施し、業務の適正性を監査する。内部監査担当部門はその結果を適  
宜、当社監査等委員及び代表取締役へ報告するものとする。
- vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合  
における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立  
性に関する事項
- ア. 当社監査等委員の職務を補助する使用人について、取締役会は当社監  
査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当該使用人を任命及び配置す  
る。
- イ. 当社監査等委員を補助すべき使用人の評価、異動等については当社監  
査等委員に意見を求め、その意見を尊重する。
- vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員  
に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
- ア. 当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委  
員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに  
子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある  
事項等について報告を受けるものとする。
- イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に  
付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基  
準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告するも  
のとする。
- ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等  
委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対  
応するものとする。
- エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査  
等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行  
うものとする。
- オ. 前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由と  
する不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁  
止している。
- viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る  
方針に関する事項
- 当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することがで  
き、当社は当該請求に基づき支払いを行うものとする。

## ② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

### i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会規程や社内規程を制定し、取締役が法令並びに定款に則って行動するよう徹底しております。当事業年度において取締役会を定期的開催し、各議案についての審議、業務執行の状況等の監督を行い、活発な意見交換がなされており、意思決定及び監督の実効性は確保されております。

「ワタミグループ憲章」「ワタミグループ社訓七ヶ条」を基に、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

執行部門から独立した内部監査室がグループ会社を定期監査及び臨時監査の対象とすることで、リスクや対応の見直しを行い内部統制システムの質的向上を図るとともに、内部統制システムの重要性和順守の教育を実施しました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み策定した監査計画に基づき、内部統制の有効性の評価を実施しました。

ワタミヘルプラインを常設し、コンプライアンス違反行為や疑義のある行為等を報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するために、報告した使用人の異動、人事評価及び懲戒等に関して不利な取扱いを行わないよう徹底しております。

また、大規模災害等を想定した事業継続計画を策定しており、不測の事態に備えております。

### ii 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録及び関係書類等、取締役の職務の執行に係る各書類については、いずれも関係法令及び関連する社内規程に従って適切に保存及び保管しています。

### iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクマネジメントにつきましては、企業経営に重大な影響を与えるリスクの選定と必要な対策を実施することとしており、リスク管理担当部門がリスクの識別、分類、分析、評価についての定期見直しを実施し、対応策の実施状況の検証を行っております。

iv 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

〔② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〕に記載の通り、取締役会を開催し、各事業部門の執行状況を把握するとともに、重要事項について協議し、機動的な意思決定を行いました。

当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するために、執行役員の選任を行っております。

v グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

〔② 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制〕に記載の通り、取締役会を開催し、グループ会社に対して、その営業活動を把握し、一定基準に該当する重要事項についての報告を義務とし、その遂行を承認するなど適切な経営がなされることを監督する体制を整備しております。また、各種研修会等において、企業理念に関する研修を実施しております。

vi 当社監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びに当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

取締役会は、当社監査等委員の求めに応じて当社監査等委員と十分協議を行い、必要に応じて当社監査等委員の職務を補助する使用人を任命及び配置する体制を整えております。また、当該使用人の評価、異動等に関しては当社監査等委員に意見を求め、その意見を尊重する体制を整えています。

- vii グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役が当社監査等委員に報告をするための体制その他の当社監査等委員への報告に関する体制
- ア. 当社監査等委員は、取締役会、グループリスク・コンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役から職務の執行状況や会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項等について報告を受けるものとしております。
- イ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、取締役会に付議する重要な事項、その他重要な決定事項、重要な会計方針・会計基準及びその変更、内部監査の実施状況等を当社監査等委員に報告しております。
- ウ. グループ会社の取締役及び使用人並びに子会社監査役は、当社監査等委員から業務執行に関する報告を求められたときは、迅速かつ的確に対応するものとしております。
- エ. ワタミヘルプラインの通報状況について、当社の主管部署は当社監査等委員が出席するグループリスク・コンプライアンス委員会で報告を行っております。
- オ. 前項の報告・通報をした者に対して、報告・通報をしたことを理由とする不利な取扱いをすることを、内部通報規程及び就業規則等により禁止しています。
- viii 当社監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 当社監査等委員は、職務の執行に必要な費用について請求することができ、当社は当該請求に基づき支払いを行っております。
- (4) 会社の支配に関する基本方針  
該当事項はありません。
- (5) 特定完全子会社に関する事項  
該当事項はありません。
- (6) 親会社等との間の取引に関する事項  
該当事項はありません。

---

(注)本事業報告中の記載金額及び株数は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

# 連結貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	48,686	流動負債	17,709
現金及び預金	35,425	支払手形及び買掛金	3,411
売掛金及び契約資産	3,786	1年内償還予定の社債	50
有価証券	5,213	短期借入金	5,598
商品及び製品	1,209	リース債務	1,047
仕掛品	597	未払金	3,090
原材料及び貯蔵品	365	未払法人税等	723
その他	2,132	未払費用	2,035
貸倒引当金	△44	賞与引当金	637
固定資産	15,466	役員賞与引当金	17
有形固定資産	7,001	販売促進引当金	9
建物及び構築物	3,692	その他	1,087
機械装置及び運搬具	927	固定負債	24,276
土地	296	長期借入金	19,511
リース資産	1,314	リース債務	1,160
建設仮勘定	67	資産除去債務	1,691
その他	703	その他	1,912
無形固定資産	1,733	負債合計	41,985
のれん	718	(純資産の部)	
その他	1,014	株主資本	17,544
投資その他の資産	6,731	資本金	4,910
投資有価証券	1,040	資本剰余金	15,633
差入保証金	4,410	利益剰余金	601
繰延税金資産	685	自己株式	△3,600
投資固定資産	0	その他の包括利益累計額	4,341
その他	813	その他有価証券評価差額金	27
貸倒引当金	△218	為替換算調整勘定	4,313
資産合計	64,152	非支配株主持分	281
		純資産合計	22,166
		負債純資産合計	64,152

# 連結損益計算書

( 2023年 4 月1日から )  
( 2024年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		82,302
売 上 原 価		34,373
売 上 総 利 益		47,929
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		44,175
営 業 利 益		3,753
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	644	
有 価 証 券 利 息	264	
設 備 賃 貸 収 入	105	
助 成 金 収 入	251	
為 替 差 益	1,262	
雑 収 入	490	3,020
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	284	
設 備 賃 貸 費 用	107	
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	6	
固 定 資 産 圧 縮 損	177	
雑 損 失	224	799
経 常 利 益		5,974
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	30	
減 損 損 失	1,470	1,501
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		4,473
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	933	
法 人 税 等 調 整 額	△732	200
当 期 純 利 益		4,272
非支配株主に帰属する当期純利益		82
親会社株主に帰属する当期純利益		4,190

# 貸借対照表

(2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	27,882	流動負債	16,643
現金及び預金	18,332	買掛金	2,699
売掛金	3,105	1年内償還予定の社債	50
有価証券	3,494	短期借入金	1,816
商品及び製品	760	1年内返済予定の長期借入金	5,338
仕掛品	584	リース債務	430
原材料及び貯蔵品	198	未払金	2,153
前払費用	595	未払法人税等	631
短期貸付金	202	前受金	91
立替金	332	未払費用	1,629
未収入金	128	預り金	505
その他	189	前受収益	180
貸倒引当金	△40	賞与引当金	583
固定資産	30,888	役員賞与引当金	17
有形固定資産	4,351	販売促進引当金	9
建物	2,411	その他	505
構築物	45	固定負債	22,143
機械及び装置	757	長期借入金	19,021
車両運搬具	0	リース債務	429
器具及び備品	410	資産除去債務	1,432
土地	274	預り保証金	914
リース資産	398	その他	346
建設仮勘定	53	負債合計	38,787
無形固定資産	1,002	(純資産の部)	
商標権	9	株主資本	19,956
ソフトウェア	857	資本金	4,910
ソフトウェア仮勘定	72	資本剰余金	16,188
電話加入権	64	資本準備金	5,502
投資その他の資産	25,534	その他資本剰余金	10,685
投資有価証券	983	利益剰余金	2,457
関係会社株	18,342	利益準備金	107
関係会社出資金	101	その他利益剰余金	2,350
長期貸付金	3,549	別途積立金	9,600
破産更生債権等	215	繰越利益剰余金	△7,249
長期前払費用	58	自己株式	△3,600
繰延税金資産	685	評価・換算差額等	27
差入保証金	3,577	その他有価証券評価差額金	27
保険積立金	255	純資産合計	19,983
投資固定資産	0		
その他	34		
貸倒引当金	△2,271		
資産合計	58,771	負債純資産合計	58,771

# 損益計算書

( 2023年 4 月 1 日から )  
( 2024年 3 月 31 日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		71,751
売 上 原 価		29,724
売 上 総 利 益		42,027
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		38,480
営 業 利 益		3,546
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	237	
有 価 証 券 利 息	184	
設 備 賃 貸 収 入	105	
助 成 金 収 入	20	
為 替 差 益	1,467	
雑 収 入	308	2,323
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	290	
設 備 賃 貸 費 用	107	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	696	
雑 損 失	106	1,200
経 常 利 益		4,670
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損 失	23	
減 損 損 失	547	570
税 引 前 当 期 純 利 益		4,099
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	788	
法 人 税 等 調 整 額	△732	55
当 期 純 利 益		4,043



## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

ワタミ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任  
社員 公認会計士 京嶋 清兵衛  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員 公認会計士 鈴木 寛  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワタミ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ワタミ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2024年5月20日

ワタミ株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ  
東京事務所

指定有限責任  
社員 公認会計士 京嶋 清兵衛  
業務執行社員  
指定有限責任  
社員 公認会計士 鈴木 寛  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ワタミ株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

## その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上



## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第38期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年5月21日

ワタミ株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 肥塚俊成 ㊟

監査等委員 中堤康之 ㊟

監査等委員 大石美奈子 ㊟

(注) 監査等委員肥塚俊成、中堤康之及び大石美奈子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当事業年度の剰余金の配当につきましては、安定的な利益配分を基本とし、配当を行ってまいります。

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

A種優先株式に対する当事業年度の期末配当につきましては、定款及びA種優先株式発行要領で定めた所定の計算に基づく金額を実施したいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金10円00銭

普通株式配当総額 400,687,510円

当社A種優先株式1株につき 金4,000,000円

A種優先株式配当総額 480,000,000円

配当総額の合計 880,687,510円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2024年6月24日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、候補者として適任であると判断されております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	渡邊美樹 (わたなべみき) (1959年10月5日)	1984年4月 (有)渡美商事設立 代表取締役 1986年5月 (株)ワタミ(現ワタミ(株))設立 代表取締役社長 2001年3月 特定非営利活動法人School Aid Japan理事長(現 公益財団法人 School Aid Japan) (現任) 2003年3月 学校法人郁文館理事長(現 学校 法人郁文館夢学園) (現任) 2009年6月 当社代表取締役会長・CEO 2010年11月 特定非営利活動法人みんなの夢をか ねえる会理事長(現 公益財団法人み んなの夢をかねえる会) (現任) 2011年2月 当社取締役最高顧問 2011年5月 当社取締役会長(非常勤) 2011年6月 岩手県陸前高田市復興対策参与 (現任) 2013年6月 公益財団法人Save Earth Foundation理事長(現任) 2013年7月 参議院議員 2019年9月 当社代表取締役会長 兼 グループ CEO 2021年3月 復興庁「復興推進委員会」委員 2021年10月 当社代表取締役会長兼社長 2024年4月 当社代表取締役会長兼社長CEO(現 任)	-株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>同氏は、当社の創業者として今日のワタミグループを築き上げてきました。長年にわたり当社の経営を指揮し、外食・介護・宅食・農業・環境等の数多くの事業を手がけ、独自の「6次産業モデル」を構築し、多くの成果を上げてまいりました。</p> <p>また、参議院議員として国政に携わる他、経団連理事、政府教育再生会議委員、岩手県陸前高田市参与、復興庁「復興推進委員会」委員等、要職を多数歴任しております。当社は、豊富な知識・経験・実績を持つ同氏は、企業経営の諸問題に精通しており、取締役会による経営の意思決定機能及び業務執行の監督機能を高めワタミグループの中長期的な企業価値を向上させるために必要不可欠な人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
2	清水 邦 晃 (しみずくにあき) (1970年6月1日)	1991年9月 当社入社 1997年8月 当社東日本事業部部長 2003年8月 当社執行役員兼ゴハン事業本部長 2005年9月 (株)アールの介護取締役 2006年4月 ワタミの介護(株)代表取締役社長 2009年6月 当社取締役兼ワタミの介護(株)代表 取締役社長 2012年11月 当社常務取締役兼ワタミの介護(株) 代表取締役社長 2014年10月 当社常務取締役兼ワタミフードサ ービス(株)代表取締役社長 2015年3月 当社代表取締役社長兼ワタミフ ドシステムズ(株)代表取締役社長 2015年4月 和民国際有限公司取締役(現任) 2015年6月 ワタミエナジー(株)取締役 2015年12月 S O M P O ケアネクスト(株)社外取 締役 2015年12月 当社代表取締役社長 兼 COO 2021年10月 当社代表取締役副社長兼人材開発 本部長 2022年4月 当社代表取締役副社長 2022年9月 ワタミエナジー(株)代表取締役(現 任) 2023年4月 当社取締役副社長 2023年12月 (有)ワタミファーム代表取締役(現 任) 2024年4月 当社取締役副社長CHO(現任)	39,235株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>同氏は、外食事業子会社や介護事業子会社の代表取締役社長等を歴任し、当社の代表取締役副社長として、ワタミグループ各事業の成長と業績向上に向けた取り組みを牽引するなど豊富な経験と実績を有しております。現在は取締役副社長CHOとして、ワタミグループの経営理念や経営目標に合わせた人事戦略の策定・遂行を主管し、ワタミグループ人権方針の策定、人材の教育・育成、採用プロセスの改善、労働環境の改善、従業員のモチベーション向上等に大きく寄与しております。当社は同氏がワタミグループの企業理念に基づき、中長期的な企業価値の向上に貢献できる人物であると判断し、取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
3	渡邊 将也 (わたなべしょうや) (1987年12月17日)	2011年4月 Mirabaud (Asia) limited入社 2012年8月 当社入社 2016年10月 サントリースピリッツ株式会社入社 2018年5月 マギル大学経営学修士(MBA)卒 2018年6月 Beam Suntory Inc (シカゴ) 2020年1月 当社執行役員海外事業本部長 2020年2月 和民国際有限公司代表取締役(現任) 2020年2月 和民(中国)有限公司取締役(現任) 2020年2月 Watami China Food & Beverage Co., Ltd.代表取締役(現任) 2020年3月 台湾和民餐飲股份有限公司取締役(現任) 2020年6月 当社取締役兼 上席執行役員海外 外食事業本部長 2021年4月 当社取締役CFO 兼 上席執行役員 海外事業本部長 2022年4月 当社取締役CFO(現任)	14,600株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>同氏は、外資系金融機関においてヘッジファンド等の金融商品の分析を中心に従事した後、2012年に当社へ入社しました。経理、営業、店舗開発、経営企画と、横断的に従事、2016年に、サントリースピリッツ株式会社においてスコッチウイスキーのブランドマネージャー、Beam Suntory Inc シカゴにてジムビームブランドチームに2018年当時日本人で唯一従事することにより国際的な企業の経営感覚を培ってきました。併行してマギル大学にて経営学修士を取得しております。2020年1月からは海外事業本部長としてこれまでの知識経験を生かし、当社の海外戦略構築及び展開に大きく寄与し、2020年6月には取締役に選任され2021年4月からは取締役CFOとして職務を全うしております。企業経営に関する資質と能力を十分に保持しており、さらにワタミグループの新しい企業戦略に必要な人物と判断し、取締役候補者いたしました。</p> <p>なお、今後、拡大する海外事業の強化のため、同氏は、本株主総会終了後に開催される取締役会において、CFO職を退任し、海外事業全体を管掌する取締役に選定される予定です。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年10月に更新予定です。現任取締役である各候補者は当該保険契約の被保険者となっており、また、各候補者が当社取締役に再任された場合

には、引き続き、当該保険契約の被保険者となります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
1	肥塚俊成 (ひつかとしなり) (1964年8月22日)	1987年4月 (株)横浜銀行入行 2008年4月 同社桐生支店長 2010年4月 同社経営企画担当部長 2011年5月 同社営業統括部営業本部事務局長 2012年5月 同社金沢支店長 2014年4月 同社中山支店長 2016年4月 同社人財部長 2017年4月 同社リスク管理部長 2019年4月 (株)浜銀総合研究所代表取締役社長 2022年6月 浜銀TT証券(株)監査役(現任) 2022年6月 浜銀ファイナンス(株)監査役(現任) 2022年6月 当社社外取締役(常勤監査等委員) (現任)	一株
	<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>同氏は、金融機関における企業金融、リスク管理等の幅広い業務経験やシンクタンク経営経験者としての豊富な経験及び知見を生かし、取締役会において、経営戦略、財務、リスク管理などに関し積極的に発言・提言いただいております。社外取締役として、当社グループの経営の監督等に十分な役割・責務を果たしていただいております。監査等委員として引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社グループの経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者といたしました。</p>		



候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 の 株 式 の 数
2	中 堤 康 之 (なかつみ やすゆき) (1952年8月25日)	1976年 7 月 (株)ワコール入社 1992年 4 月 同社ワコールシンガポール代表取締役社長 2007年 4 月 (株)ワコール執行役員ブランド事業本部西日本販売統括部長 2008年 4 月 同社常務執行役員ブランド事業本部東日本販売統括部長 2011年 4 月 同社取締役専務執行役員ワコールブランド事業本部長 2014年 4 月 同社取締役副社長執行役員国内営業担当 2016年 6 月 当社社外取締役 2016年 8 月 西川産業(株)取締役常務執行役員 2018年 6 月 当社社外取締役(監査等委員) (現任) 2019年 3 月 福助株式会社社長補佐 (現任)	-株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;</p> <p>同氏は、会社経営や国際業務に関する豊富な経験及び知見を生かし、取締役会において、経営戦略など経営全般にわたり、積極的に発言・提言いただいております。社外取締役として、当社グループの経営の監督等に十分な役割・責務を果たしていただいております。監査等委員として引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社グループの経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の数 株式の数
3	大石美奈子 (おおいし みなこ) (1957年3月7日)	1979年4月 山口県立下関第一高等学校家庭科教諭 1995年8月 社団法人日本乳業協会消費者相談室 2002年5月 (株)東洋精米機製作所無洗米相談室 2007年4月 NPO法人全国無洗米協会非常勤相談員 2010年4月 都立桐ヶ丘高等学校家庭科非常勤講師(現任) 2012年6月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会理事 2014年4月 NPO法人サステナビリティ日本フォーラム理事(現任) 2016年6月 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント相談員協会代表理事副会長 2018年3月 経済産業省調達価格算定委員会委員(現任) 2018年10月 東京都廃棄物審議会委員(現任) 2019年2月 国土交通省交通政策臨時委員(現任) 2019年4月 電力広域的運営推進機関評議員(現任) 2019年4月 緑の循環認証会議(SGEC/PEFCジャパン)評議員(現任) 2019年9月 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会委員(現任) 2021年6月 公益財団法人自動車リサイクル高度化財団理事(現任) 2022年4月 リデュースリユースリサイクル推進協議会監事(現任) 2022年6月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2022年12月 国土交通省運輸審議会委員(現任) 2023年6月 一般財団法人自転車産業振興協会理事(現任)	一株
<p>&lt;候補者とした理由&gt;            同氏は、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会での活動や公的機関における消費者視点の政策企画立案及び3R推進等、様々な社会問題への取り組みによる豊富な経験及び知見を生かし、取締役会において、サステナビリティ、消費者志向経営などに関し積極的に発言・提言いただいております。社外取締役として、当社グループの経営の監督等に十分な役割・責務を果たしていただいております。監査等委員として引き続き当社の経営に参画いただくことで、当社グループの経営の健全性確保に貢献いただくことを期待し、同氏を監査等委員である取締役候補者いたしました。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 肥塚俊成氏、中堤康之氏及び大石美奈子氏は、監査等委員である社外取締役候補者であります。
3. 当社は、肥塚俊成氏、中堤康之氏及び大石美奈子氏との間で会社法第427条第1項の

規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、各氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、各氏との間で当該契約を継続する予定であります。

4. 中堤康之氏は、現在当社の監査等委員である取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 肥塚俊成氏及び大石美奈子氏は、現在当社の監査等委員である取締役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
6. 肥塚俊成氏は、過去10年間に当社の特定関係事業者（主要な取引先）である株式会社横浜銀行の業務執行者であったことがあり、その地位及び担当は、上記「略歴、当社における地位、担当及び重要な兼職の状況」欄に記載のとおりであります。
7. 当社は中堤康之氏及び大石美奈子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の監査等委員である取締役としての選任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年10月に更新予定です。本議案の承認可決を条件として、候補者は当該保険契約の被保険者に含まれることになります。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

(ご参考) 本総会終了後における取締役のスキル・マトリックス (予定)

本招集ご通知記載の候補者を原案どおりにご選任いただいた場合に当社が各取締役役期待する主な知見や経験は以下のとおりです。

当社における地位 氏名	企業 経営	グロー バルビ ジネス	事業 マネジ メント (注2)	財務、 会計	人事、 労務、 人材 開発	I T、 D X	リスク ・ コンプ ライア ンス 管理	サステ ナビリ ティ、 E S G
代表取締役会長 兼社長CEO 渡邊 美樹	●	●	●	●	●			●
取締役副社長 CHO 清水 邦晃	●		●		●		●	●
取締役CFO 渡邊 将也	●	●	●	●		●		
社外取締役 常勤監査等委員 肥塚 俊成	●			●	●		●	
独立社外取締役 監査等委員 中堤 康之	●	●	●					
独立社外取締役 監査等委員 大石 美奈子							●	●

(注) 1. このスキル・マトリックスは、全ての知見や経験を表すものではありません。

2. 事業マネジメントは、「①(営業、マーケティング)、②(調達、物流管理)、③(製造、品質管理)」の3項目により構成され、該当する箇所は、下記の通りとなります。

代表取締役会長兼社長CEO渡邊美樹氏は、「①(営業、マーケティング)、②(調達、物流管理)、③(製造、品質管理)」に該当。

取締役副社長CHO清水邦晃氏は、「①(営業、マーケティング)」に該当。

取締役CFO渡邊将也氏は、「①(営業、マーケティング)」に該当。

独立社外取締役監査等委員中堤康之氏は、「①(営業、マーケティング)、②(調達、物流管理)」に該当。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
清永敬文 (きよなが たかふみ) (1967年10月19日)	1995年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) のぞみ総合法律事務所入所(現任) 2000年4月 最高裁判所司法研修所付(民事弁護) 2004年4月 立教大学大学院法務研究科法務講師 2008年10月 (財)日弁連法務研究財団認証評価事 務局員 2009年4月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2012年4月 最高裁判所司法研修所教官(民事弁護) 2017年2月 カチシステムプロダクツ(株)監査役(現 任) 2017年4月 立教大学大学院法務研究科特任教授 2022年6月 第二東京弁護士会 綱紀委員会・副委員 長(現任) 2022年6月 (株)アートネイチャー社外取締役(現 任)	一株
<候補者とした理由> 同氏は、弁護士として企業法務に精通するとともに、上場企業の社外取締役の経験を有するなど、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、当社の経営の健全性確保に貢献されることを期待し、同氏を補欠の監査等委員である取締役候補者といたしました。		

(注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 清永敬文氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。

3. 本議案が承認可決され清永敬文氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額といたします。

4. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、2024年10月に更新予定です。本議案が承認可決され清永敬文氏

が監査等委員である取締役になされた場合には、当該保険契約の被保険者となりま  
す。当該保険契約は、被保険者が会社の役員としての業務につき行った行為（不作為  
を含む）に起因して、保険期間中に損害賠償を提起された場合において、被保険者が  
損害賠償金・争訟費用を負担することによって被る損害を、填補するものです。

## 第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式報酬制度改定の件

当社は、2019年6月24日開催の第33期定時株主総会において、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件」としてご承認いただいております。

当社の監査等委員である取締役を除く取締役(以下、「対象取締役」)に対して譲渡制限付株式報酬制度(以下、「本制度」)を導入し、現在に至っております。本議案は、本制度における譲渡制限期間の改定についてご承認をお願いするものであります。

当社は、本制度の譲渡制限期間を「割当を受けた日より3年間から5年間までの間で当社の取締役会があらかじめ定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）としておりましたが、株主の皆様との価値共有を可能な限り長期間にわたり実現させることを目的として、「割当を受けた日より、3年間の在籍要件を満たし、退任時までの期間」に改定したいと存じます。かかる譲渡制限期間の変更に伴って、譲渡制限の解除及び退任又は退職時の取扱いについても必要な修正を加えることとなります。

上記の改定につきましては、2025年度以降に付与される譲渡制限付株式に適用されるものであり、すでに付与済の譲渡制限付株式に関して譲渡制限期間等を変更するものではございません。また、上記の改定以外には、本制度の内容に変更はございません。第2号議案「取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合、対象取締役は3名となります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会における検討の結果、妥当であると判断されております。

### 当社の譲渡制限付株式報酬制度の概要

(下線部は本議案をご承認いただいた場合の改定内容となります。)

#### I. 譲渡制限付株式の上限数等

当社は、対象取締役に対して当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通

株式の総数は年50,000株以内（ただし、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当を含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

## II. 譲渡制限付株式に関する事項

当社は、概ね以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下、「本割当契約」)を、当社と対象取締役との間で締結するものとする。

### (1) 譲渡制限期間

当社は、本制度の譲渡制限期間を「割当を受けた日より、3年間の在籍要件を満たし、退任時までの期間」とする。割当を受けた当社の普通株式(本割当株式)について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない。

### (2) 退任時の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間中に当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、定年その他正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する（無償取得事由）。

### (3) 譲渡制限の解除

上記(1)の定めに加え、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社の取締役会が予め定める地位にある場合、又は対象取締役が、譲渡制限期間中に当社の取締役会が予め定める地位を任期満了、定年その他正当な理由により、上記(2)に定める地位を退任した場合には、当社の取締役会が予め定める連結営業利益その他の業績目標を達成したことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。また、当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。



#### (4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間及び(3)に定める業績目標の達成状況を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### (5) その他取締役会で定める事項

上記のほか、本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約の改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

#### 4. 組織再編等における取扱い

上記1.の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に規定する場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

#### 5. その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以上

# 第38期定時株主総会 会場ご案内図

パシフィコ横浜ノース

1階 多目的ホール

神奈川県横浜市西区みなとみらい一丁目1番2号



<交通>◆みなとみらい線（東急東横線・副都心線直通）「みなとみらい駅」より徒歩5分  
みなとみらい駅からは「2番出口」を出て「けいゆう病院」方面へお進みください。  
※駐車場・駐輪場はご用意しておりませんので、お車・自転車でのご来場は  
ご遠慮願います。  
※前年の開催会場と異なっておりますので、お間違いのないようご注意ください。

<受付>◆受付開始時間は午前9時15分を予定しています。  
◆株主総会の開催時間前後には、ワタミファームの有機野菜などの販売や事業ごとにブースの出展をいたします。また、ご来場いただいた株主様には、心ばかりではありますが、お土産などのご提供を予定しております。  
詳細につきましては、同封いたしました「第38期定時株主総会開催のお知らせ」をご覧ください。一人でも多くの株主様のご来場を心からお待ちしております。



見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。